

# 第 10 次野田村交通安全計画

令和 3 年度から令和 7 年度

野田村交通安全対策会議

## ま え が き

陸上交通安全の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和 46 年以降、第 9 次に及ぶ野田村交通安全計画を策定し、関係機関、団体等各般の協力のもとに交通安全対策を強力に推進してきた。その結果本村における交通安全対策は着実な進展を続け経過してきた。

しかし、今後を展望すると、高齢者の人口や運転者の増加に伴い、高齢者が関係する事故の増加が懸念される。

交通事故の防止には、国、県、村及び各関係機関、団体のみならず、村民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、総合的かつ長期的な視野に立った交通安全対策の大綱を定め、強力に推進する必要がある。

この交通安全計画は、以上のような観点から、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年度から 7 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全に関する施策を定めたものである。

この計画に基づき、村の交通情勢や地域の実態に応じた施策を具体的に定め、これを関係機関、団体等と十分な連携を保ちながら強力に実施するものとする。

\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*

計画の構想	1
第1章 道路交通の安全	2
第1節 道路交通事故のすう勢とその抑止対策の方向	2
第2節 講じようとする施策	3
1 道路交通環境の整備	3
2 交通安全思想の普及徹底	4
3 安全運転の確保	7
4 道路交通秩序の維持	8
5 自転車の安全性の確保	9
6 救助・救急体制の充実	9
7 被害者支援の充実と推進	9
第2章 鉄道交通の安全	10
第1節 鉄道交通安全に関する知識の普及	10

## 計画の構想

陸上交通の安全を確認するための施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念を基本として、交通機関、それを利用する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ実施可能な方策を総合的に検討し、計画を作成するものとする。

第一に、交通機関が原因となる事故の防止対策としては、技術開発によってその構造、設備、装置等の安全性を高めることはもとより、各交通機関の社会的機能や特性を考慮しつつ、社会的要求に応じた安全水準を常に維持させるために必要な点検、検査、整備等を実施しうる体制を一層充実させるよう関係機関に対し要請するものとする。

第二に、交通機関を利用する人間に関する安全対策としては、安全な運行を確保するため、運転者の知識及び技術の向上、利用者の交通安全意識の徹底等を図るものとする。

また、交通事故防止対策のためには、広く村民の交通安全思想の高揚を図ることが極めて重要であることに鑑み、「交通安全は家庭から」を提唱し、交通安全に関する教育及び広報活動を充実するとともに、家庭における自主的な交通安全活動を積極的に推進するものとする。

第三に、交通環境にかかる安全対策としては、交通安全施設の整備、交通に関する情報の充実等を図るものとする。特に交通環境の整備に当たっては、2回以上の事故が発生した箇所については、その起因を排除するなど必要な方策を講じて交通の流れを秩序付け、もって安全な通行に資するものとする。

以上の考え方を基本とし、有効適切な交通安全対策を講ずるためにその基礎として、交通事故原因の総合的な調査研究の実施、交通事故が発生した場合に、その被害を最小限に抑えるよう、迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実、被害者の救済等必要な措置に万全を尽くすよう努めるものとする。

# 第 1 章 道路交通の安全

## 第 1 節 道路交通事故のすう勢とその抑止対策の方向

道路状況については、国道が 8.7km、県道 20.5km、村道 136.2km で、その整備状況は、国道については改良、舗装率とも 100%となっているが、県道については改良率 94.6%、舗装率 99.3%、村道は改良率 83.1%、舗装率 79.9%（令和 3 年 3 月末現在）となっており年々わずかな伸長があるものの改良率、舗装率とも早期の整備が緊要である。

また、本村における自動車等の保有台数は、令和 3 年 3 月末現在で、3,541 台となっており、一世帯当たりの保有台数は 2.1 台となっている。一方免許取得人口は令和 3 年 3 月末現在で 2,731 人と、総人口の約 1.5 人に 1 人が取得者となっている。過去 5 年の交通事故の発生状況は、人身事故の発生件数が 15 件で、死者 3 名、負傷者 19 名とやや増加しており、特に令和元年、令和 2 年には死亡事故が発生している。悲惨な死亡事故を無くすため第 10 次野田村交通安全計画においても死亡事故ゼロを目標とする。

今後は、超高齢化社会の進行による高齢者人口及び高齢者の運転免許保有者の増加や、スマートフォン等の更なる普及に伴う歩行中や運転中の操作による危険性が指摘されることから、社会情勢にあった効果的な対策が必要な状況となっている。

また、過去 5 年の飲酒運転の検挙状況は、3 件と減少傾向にあるものの、内 1 件に関しては飲酒運転が原因の交通事故であることから、従来の交通安全対策を基本としつつ、飲酒運転撲滅を図るとともに、実効性のある対策を実施することが重要である。

	人身事故件数	負傷者数	死者数	飲酒運転検挙者数
平成 28 年	3 件	4 人	0 人	0 人
平成 29 年	1 件	1 人	0 人	1 人
平成 30 年	2 件	3 人	0 人	1 人
令和元年	6 件	7 人	2 人	0 人
令和 2 年	3 件	4 人	1 人	1 人

## 第2節 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

#### (1) 交通安全施設等の整備

交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに、交通安全施設等を次の方針により整備するため、関係機関と連携を図り、安全、円滑かつ快適な道路交通の確保を図る。

- ① 道路の幅員、交通量等を勘案して、交通事故が発生した場所及び発生する危険性の高い場所を改善するよう関係機関に要望する。
- ② 歩行者の安全を確保するため、歩行者の多い地域を中心に歩行者用道路を確保すること、また、歩道の整備をするとともに、横断歩道等の整備拡充について関係機関に要望し、歩行者の利便に配慮する。
- ③ 通勤、通学、買物等日常生活に利用される自転車の通行の安全を確保するため、自転車の利用状況を勘案して、自転車の歩道通行可の設定等の交通規制を明確にし、道路標識及び道路標示の整備を促進するよう関係機関に要望する。
- ④ 道路の構造、交通の状況等により、交通安全を確保するために必要な防護さく、道路照明、道路標識、道路表示及び区画線等の整備を促進する。特に道路標識、道路標示及び区画線については、その視認性の向上について促進を図る。また、山間部等における転落防止を図るため、防護さくの整備と併せて路肩の改良を関係機関に要望する。
- ⑤ 児童、幼児及び高齢者の通行の安全を確保するため、通学、通園路等、地域の状況に応じて整備する。
- ⑥ 冬季積雪・凍結路面の安全確保のため、鉄道駅周辺、中心市街地や通学路等の除雪及び融雪剤の散布を重点的、かつ適時・適切に実施するよう関係機関への要請を行う。
- ⑦ 道路の新設、改良に当たっては、交通安全施設の整備に重点をおき、歩道を積極的に設置するとともに、道路照明、車両停車帯等の設置を促進するものとする。
- ⑧ 災害発生時における混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施し、緊急交通路を確保するものとする。

#### (2) 秩序ある駐車場の推進

道路交通の危険を防止し、路上における無秩序な駐車を排除するため、関係機関の協力による適正指導及び交通の実情に応じた駐車場の整備促

進を図る。

### (3) 道路使用の適正化

#### ① 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、適正な許可を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化について指導監督を強化する。

#### ② 不法占用物件等の排除

道路交通の妨害となる不法占用物件については指導取締りの強化を図り、その排除を行うとともに不法占用等の防止を図るための啓発活動を沿道住民等に対して積極的に行う。

### (4) 子供の遊び場等の確保

子供の路上遊びによる交通事故防止のため、子供たちが容易に利用することができる児童公園等の整備を図るとともに、児童公園等の遊び場の無い地域には、学校体育施設及び運動公園等の社会体育施設を開放し活用の促進を図る。

## 2 交通安全思想の普及徹底

### (1) 交通安全教育の振興

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識とマナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭、学校、地域及び職場等の相互の連携、協力により交通安全教室の推進を図る。

さらに、生涯にわたる交通安全教育の観点から、地域別、年齢段階に応じた交通安全教育の機会を確保し、交通安全意識の高揚を図る。

#### ① 家庭における交通安全会議の徹底

すべての基本は家庭から始まり、幼児から高齢者まで各年代層が同居している家庭は交通安全指導には最適の対象グループであり、母親をリーダーとするための指導育成に努め、家族会議を通して交通安全に対する関心を高める。

#### ② 幼児の交通安全教育の徹底

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身につけさせるため、保育所等においては、それぞれの特性を生かして指導の徹底を図る。

また、幼児の交通安全指導のため教本の活用はもとより、交通安全に

関する指導用資料を提供する等、保育士及び指導者に対する講習会を頻繁に行い、その趣旨を徹底し、指導力の向上を図る。

### ③ 学校における交通安全の徹底

小学校、中学校及び高等学校の交通安全教育は、自分や他人の生命を尊重し、日常生活を安全に保つために必要なことがらを理解させ、進んで決まりを守り、安全に行動できる態度や能力を養い、心身の健全な発達に資するという基本理念にたって、学校における教育活動の全体を通じて計画的、組織的に行う。

小学校及び中学校においては、特別活動の学級指導及び学校行事を中心に、学校教育全体を通じて、歩行者としての正しいルールの遵守や横断等の安全のみならず、自転車の安全な乗り方についても重点的に指導するものとする。

高等学校においては、県の指導するところであるが、小学校及び中学校における指導の成果の基礎にたって、ホームルームや学校行事を中心として、より高度な知識、技術や交通マナーを身につけさせることとし、生徒や地域の実情に応じて、二輪車の安全に関する指導等、安全に対する意識の高揚と実践力の向上に資するための指導を行う。さらに、これらの指導を効果的に実践するため、小学校及び中学校の安全指導の手引等を活用するとともに、自転車の安全な乗り方の指導強化及び高校における二輪車の安全に関する講習会等の開催により、教職員の指導力の向上を推進する。

### ④ 高齢者の交通安全教育の徹底

高齢者に対しては、高齢者交通安全講座を開催するほか、家庭訪問、老人クラブ活動、街頭指導等のあらゆる機会を通じて、交通安全教育を行うとともに、交通安全ストップ・ザ・ボール大会等で楽しみながら体験指導することにより交通安全についての関心を高める。また、夜光反射材の着用や高齢運転者標識(通称「高齢者マーク」)の普及を促進する。

### ⑤ 地域社会における交通安全指導の充実

地域社会における交通安全指導の充実を図るため、野田村地域安全協議会交通安全対策部会及び交通安全母の会部会並びに交通安全協会等の民間交通安全団体の活動に対して積極的な指導援助を行い、これらの活動を通じて、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣づけるとともに、交通安全意識の高揚に努める。

また、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を推進するとともに、PTA、婦人団体、青少年等社会教育関係団体などに



よる交通安全に関する活動を促進する。障害者については、地域における福祉活動の場を利用する等により、交通安全指導の充実を図る。

⑥ 職場における交通安全教育の充実

職場における交通安全教育の充実を図るため、各職場の交通安全管理者の管理能力及び安全意識の向上にあたるほか、関係機関を通じて講習会を積極的に開催する。通勤等に伴う自動車及び二輪車利用者の保護のためシートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの着用のほか、無謀運転、飲酒運転等重大事故に直結する違反の防止等を中心とした安全運転の励行を強力に指導する。

⑦ 重点指導対象者を定めた安全教育の実施

高齢者、女性、児童・生徒、職場及び青少年等各層を対象とした安全教育を、年度を定め関係機関と一体となって重点的指導を実施し、交通安全モラルの向上に努める。

⑧ 夜光反射材の普及促進

夜光反射材の効果への理解及び普及を促進し、特に高齢者への交通安全意識の普及徹底を図る。

(2) 広報活動の充実

交通事故から村民の生命を守るためには、村民一人一人の交通安全意識の高揚と、自主的に意欲の盛り上がりを図ることが重要である。このため村民総ぐるみで、生涯にわたる交通安全教育の振興を図りながら、交通弱者を交通事故から守ることを基調に、交通安全思想の普及徹底を図るため、次の活動を強力に展開する。

① 歩行者、自転車利用者の事故防止、特に子供、高齢者、身体障害者の事故防止と無謀運転、飲酒運転の根絶を目標とし、すべての村民に人命尊重の意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

② 春、秋の全国交通安全運動、夏、冬の交通事故防止県民運動を中心として、県、村及び関係機関が一致協力して幅広い村民運動を展開するほか、民間関係団体の協力により、年末年始等の事故多発期をとらえて、地域の実情に即した交通安全運動を、年間を通じて継続的に行う。

また、関係機関と緊密な連携のもとに、すべての村民に運動の趣旨を浸透させ、住民の積極的な参加と強力を得ながら、推進体制の確立と広報活動の強化を図る。

③ 交通事故のない安全で快適な車社会を実現するために、社会の基本的構成単位である地域や家庭等に密着し、それらの果たす役割等の指導推進を図り、交通安全意識の高揚と交通事故防止に努める。

- ④ 交通安全に関する広報は、村民の関心を高めるため、村関係機関、民間の交通安全団体が緊密な連携のもとに、広報媒体を利用して、家庭、職場、学校等、それぞれの場に応じた効果的な広報活動を行う。

特に、子供と高齢者を交通事故から守り、また、家庭の協力によって無謀運転と飲酒運転を追放する見地から、家庭向けの広報媒体を積極的に活用するとともに、あらゆるルートを利用して、家庭に浸透するきめ細かい広報の充実に努める。このほか、関係機関とともに、民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、交通安全に関する広報資料の提供を積極的に行う。

- ⑤ ライト早め点灯運動や後部座席におけるシートベルトの着用、子供を同乗させる場合におけるチャイルドシートの利用を含めたシートベルトの着用について、着用効果及び着用方法について正しい理解を深め、正しい着用の徹底を図るため、あらゆる機会をとらえ広報活動を積極的に行う。

(3) 交通指導員の育成と活動の充実

交通安全思想の普及及び交通安全指導の徹底を図るため、交通指導員研修会等による育成を図りつつ、交通安全教室や街頭における指導及び交通指導車による広報活動を充実する。

(4) 交通安全に関する民間団体の育成指導

村民の交通安全に関する意識を高めるためには、民間の自主的な活動に期待するところが大きい。このため、交通安全を目的とする民間団体、その他交通に関係ある業務を行う団体の組織化及び活動を強化するとともに、交通安全活動に必要な資料の提供、団体相互間の連携協力体制の強化等を図り、自主的な活動を促進する。

また、地域における交通安全のためのボランティア活動の重要性に鑑み、その育成を図るための指導に努める。

なお、職域及びその他の民間団体等についても、交通安全意識を浸透させるため、それぞれの立場に応じて交通安全運動に協力するよう積極的な働きかけを行う。

3 安全運転の確保

(1) 運転者等教育の充実

- ① 運転者の資質が交通事故の要因の一つであることから、村の関係機関及び交通安全に関係する民間団体が行う、各種講習や実技指導による教育の充実に努める。飲酒運転撲滅を筆頭に、シートベルト、チャイルドシ

ート及び乗車用ヘルメットの着用、カーナビゲーション及びスマートフォン等の走行中の操作禁止等、危険性の認識の定着化を図るなど家庭と関係機関が連携し、交通ルールの厳守に取り組む。

また、街頭での指導、取締り等のあらゆる機会を通じて正しい交通ルールの徹底を図る。

- ② 青少年層に事故の多い自動二輪車及び、原動機付自転車の安全運転講習による教育体制の充実を図る。
- ③ 超高齢社会と並行して高齢運転者の事故が確実に増加している現状の中で、高齢運転者標識の貼付の推進等自己防衛とその特性をとらえた各種講習会を通じた教育の充実を図るとともに、各人の年齢と体力に合った安全運転をさせるための指導を推進する。
- ④ ライト早め点灯運動を推進し、薄暮時の事故の抑制を図る。

#### (2) 道路交通に関する情報の充実

道路交通情報を敏速に収集し、必要な情報を、広報媒体を活用して提供する。

#### (3) 危険物の輸送に関する安全運転の充実

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止するため、危険物の運搬、輸送上の安全運転確保の万全と沿道住民への周知徹底を図るものとする。

### 4 道路交通秩序の維持

#### (1) 交通の指導体制の強化

##### ① 一般道路における指導体制の強化

一般道路においては、歩行者、自転車利用者の事故防止及び幹線道路における重大事故の防止を重点に指導体制の充実を図り、通行者の保護誘導活動の推進又は歩行者等を脅かす違反行為等、交通秩序維持のための悪質な違反の防止運動を強化する。

##### ② 冬期間における交通指導

冬期間においては、積雪又は凍結している道路でのスリップ事故防止のため指導強化とともに安全な道路の確保に努める。

#### (2) 交通指導員による指導強化

交通指導員による指導体制を充実するため、交通事故の内容を分析検討し、主として通勤、通学路の安全を中心に路上活動を積極的に行う。

#### (3) 飲酒運転防止の強化

飲酒運転による事故は重大事故につながる確率が非常に高いことから

関係機関と連携を図りながら広報、啓発活動を強力に展開し飲酒運転撲滅を図る

(4) 暴走族対策の強化

青少年の健全育成に資するため、家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導と広報活動を積極的に行い、暴走族の集合場所として利用されやすい公共施設等の管理の徹底を図り、暴走行為をさせないため、関係機関と協力し必要な環境の整備を図る。

5 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を徹底するため、自転車の点検整備の確保を目的とし、小学校及び中学校の児童・生徒を対象に関係団体の協力を得て交通安全教室を開催する。また、交通安全教室を通じ点検の実施と整備の意識の徹底並びに反射材用品（後部・側部）の普及・促進を図る。

6 救助・救急体制の充実

交通事故をはじめとする救急事故に対処するため、久慈広域連合久慈消防署野田分署が行う業務に対し必要な協力を行うとともに、大規模な交通災害が発生した場合は、消防団員等を招集して対処する。

7 被害者支援の充実と推進

(1) 交通事故相談活動の充実

岩手県の交通事故相談等の利用促進を図るため、村の広報紙、チラシ等広報活動を強化する。

(2) 無保険車両対策の徹底

原動機付自転車等検査対象外の車両の責任保険への加入を促進するとともに、任意加入による対人、対物保険制度等についても、内容の理解を深め、自主的に加入するよう呼びかける。

(3) 交通事故被害者の救済

交通事故被害者等の救済をするため、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）により、保険金を受けるまでのつなぎ資金として、保険会社の仮渡金並びに、市町村交通災害共済事業の効果的活用等を促進し、広報紙等を通じて加入促進を呼びかける。

(4) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

悲惨な事故により、被害を受けた当事者や家族に対し被害者支援センター等関係機関、団体との連携により必要な支援を行う。

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道交通安全に関する知識の普及

鉄道事故の実態は、路線への立入、妨害等外部的要因によるものが大方であり、各種交通安全運動を通じて幅広い広報活動の中で、この種の事故の重大さを児童、生徒、村民全般に対し周知しながら鉄道交通に関する知識の普及を図る。

野田村交通安全対策会議

(野田村住民生活課内)

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

電話：0194-78-2928